

釜石市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>1. 岩手県立釜石病院の機能強化と充実について 岩手県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施など多様な医療ニーズに対応しており、地域の中核医療機関として重要な存在です。 しかし、昭和52年12月の移転新築から43年、平成24年1月の耐震改修からは9年が経過し、各種設備が老朽化していることから、建て替え整備が必要な状況となっております。 同病院の機能強化と充実は地域住民の願いであることから下記の事項を要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 劣化調査の結果なども踏まえ、速やかに県立釜石 病院の整備計画を示すこと。</p> <p>2 整備計画の策定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症によって露呈した感染症病床の必要性を十分に考慮し、整備すること。</p>	<p>1、2 県立釜石病院の施設・設備については、劣化調査の結果、給排水設備や空調設備等が県立病院の中で最も劣化が進んでいることから、優先的に整備を進めることとしています。 その検討に当たっては、釜石医療圏の将来的な医療需要を踏まえた病院の規模・機能や、建替えと既存施設を改修した場合の具体的な事業規模の比較、県立病院の経営に及ぼす影響などを考慮し進めているところです。 今後、新興感染症等の医療提供体制の確保に向けた次期保健医療計画や、国が現在策定を進めている新たな公立病院経営強化ガイドラインなどの医療政策の動向も注視していく必要があることから、整備時期については明示はできないところですが、釜石医療圏における地域医療構想調整会議からいただいた提言など地域の声も十分に踏まえながら、引き続き関係部局と検討を進めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 2
令和3年 8月27日	<p>2. 岩手県立釜石病院の医師確保について 県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施などの地域医療の中核を担っておりますが、医師が少なく、救急外来の受入れや通常診療による医師一人当たりの負担は増大している状況にあり、地域で安心安全な質の良い医療を提供するためには、早急な医療提供体制が必要な状況となっております。 特にも、昨年10月には、循環器内科の専門医の減少によって、入院及び救急医療体制において、地域住民の不安が広がっております。 つきましては、地域で安心安全な質の良い医療を提供するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 医師の負担を軽減し安定的な医療提供体制が確保されるよう、常勤医師の適切な配置により診療体制の維持を図るとともに、診療科の充実に努めること。</p>	<p>県立釜石病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 その一方で、奨学金養成医師の配置にあたっては、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化する等の取り組みにより、令和3年度は県内病院に配置となった104名の養成医師のうち、県立釜石病院に前年比3名増の4名が配置となったところです。 また、令和元年度から県立病院における医師事務作業補助者(医療クラーク)を増員し、医師の負担軽減に取り組んでいるところです。 県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

要望日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>3. 釜石保健医療圏における普通分娩の確保について 産科医及び小児科医が少ない中で、県内4地域に地域周産期母子医療センターを設置し、県全体での分娩体制を維持する取組については、理解をし、賛同するものでありますが、県立釜石病院において普通分娩が出来なくなれば、県内9つの保健医療圏の中で、民間病院も含め分娩出来なくなる保健医療圏は、釜石保健医療圏のみとなります。</p> <p>住みやすい条件として、医療が充実していること、教育環境が整っていること、これは絶対条件であり、生活している保健医療圏の中で普通分娩が出来なくなるといことは、地域住民にとって重大なことであり大きな衝撃です。民間病院では対応出来ない部分にこそ、県立病院としての役割があると考えられますし、県内の均衡を図るという意味でも、釜石保健医療圏だけが正常分娩出来ない状況は、何としても回避しなければなりません。</p> <p>つきましては、地域で安心安全な質の良い医療を提供するため、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県内9つの保健医療圏の中において釜石保健医療圏が唯一、民間病院を含めて普通分娩ができない地域とならないよう、県立釜石病院における普通分娩の確保をすること。</p>	<p>釜石病院ではこれまで、県内4つの周産期医療圏のうち、気仙・釜石周産期医療圏の地域周産期母子医療センターである大船渡病院の協力病院として、大船渡病院からの応援医師1名により院内助産を含む正常分娩に対応してきました。</p> <p>しかし、派遣元である大学の小児科医師の減少による新生児の入院に対応する医師の派遣が困難となること、また、24時間体制で分娩関連の呼出しに対応している産科応援医師の働き方への配慮などから、令和3年10月以降の分娩は大船渡病院などで行い、釜石病院では妊産婦検診及び婦人科外来を行うこととしています。</p> <p>また、釜石病院での分娩再開については、産婦人科及び小児科はもともと医師が少ない診療科であり、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから、非常に厳しい状況であると考えられますが、引き続き、関係大学訪問による医師派遣要請、即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の計画的配置等により、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>なお、分娩中止に伴う妊産婦の不安解消に向け、出産時の安全確保のための患者搬送車による搬送や、24時間・365日対応の電話相談、デイサービス型の産後ケアの提供などを行い、安全・安心で質の高い周産期医療の提供に努めていきます。(B)</p> <p>医師の確保については、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでおり、特に、産科及び小児科の医師の確保については、産科医等を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けたほか、令和2年度からは医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設けるなど、その養成の取組を強化しているところです。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、経営企画部	B : 3

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>4. 安心・安全なまちづくりの推進について</p> <p>県においては、令和元年10月の台風第19号による被害の後、緊急に対応が必要な箇所の抽出を行い、早期に対策を講じているところであり、また、市民生活の安全・安心を確保する上で二級河川の堆積土砂への対策及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策が特に重要な課題であるとの認識から年次計画に基づき必要な対策を実施いただけていることに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、近年激甚化・頻発化している土砂災害等に対応し、市民の生命・財産を守り、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全するための安全対策のさらなる推進が課題となっているところであります。</p> <p>つきましては、市民生活の安全・安心の確保のために下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市内二級河川の河道掘削を推進すること。</p> <p>2 治山事業、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。</p> <p>特に、令和元年台風第19号災害により緊急性が認められ、県事業により計画された治山事業8箇所・砂防事業12箇所については優先的かつ緊急的に事業を実施すること。</p>	<p>1 河道掘削については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次、進めており、今年度は昨年に引き続き、甲子川や鶴住居川で堆積土砂の除去を行う予定です。</p> <p>今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)</p> <p>2 治山事業について、今年度は、令和元年台風第19号で被災した佐須地区など6地区の土砂流出防止対策及び崩壊地復旧を実施中であり、早期完成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>特に佐須地区については、計画された8基の治山ダムのうち、年度内に7基の完成を予定しており、残る1基についても、令和4年度の工事着工に向け計画を進めています。</p> <p>今後も、緊急度の高い箇所から順次実施し、山地災害の未然防止を図っていきます。(A)</p> <p>砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策については、上中島一丁目ー1地区で急傾斜地崩壊対策事業が12月に完了したほか、天神の沢(3)地区ほか2箇所です。</p> <p>また、令和元年台風第19号災害で土砂災害が発生した尾崎白浜の沢(6)地区ほか11箇所については、令和5年度の完成を目指し、砂防堰堤の整備に取り組んでいます。</p> <p>今後も被災履歴がある箇所や避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p> <p>ソフト施策については、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を公表したところであり、今後も引き続き土砂災害警戒区域等の早期指定に向け取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部、農林部	A：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>5. 自治体が行う空家等対策に係る負担の軽減について 国が平成30年に実施した住宅・土地統計調査では、全国の空き家の総数は約850万戸で、そのうち賃貸用の住宅等を除いた空き家は約350万戸となっており、平成5年の調査から倍増しております。また、当市においても平成28年度及び令和元年度に実施した空家等調査により、983件の空家等を確認しております。</p> <p>このような中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、自治体が特定空家等と認めたものについては、その所有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採等その他周辺環境の保全を図るために必要な措置を行うよう助言又は指導、勧告、命令、行政代執行による強制執行が可能となりました。</p> <p>また、相続に伴う空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置として、空き家譲渡所得の特別控除などの措置も設けられたところです。</p> <p>本市においても、少子高齢化の影響により、空家等が増加傾向となっていることから、平成30年3月に釜石市空家等対策計画を策定し、空家等対策に注力しているところです。</p> <p>しかしながら、行政代執行については、膨大な事務量と専門的知識が必要となる上、所有者が生活困窮者だった場合、撤去費用が回収不能となるおそれがあります。</p> <p>また、今後より一層の人口減少等により空家等の増加が見込まれていることから、所有者等への空家等の適正管理に関する啓発などのさらなる取り組みや自治体への支援の強化が必要と感じているところです。</p> <p>よって、岩手県におかれましては、空家等対策を総合的に推進するため、次の事項について措置されるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自治体が行う空家等の除却や利活用などの対策に必要な財政支援を拡充、強化するよう、国に働きかけること。</p> <p>2 空家等の所有者等に対し、売却や解体等を行う場合の各種手続や税制上の措置、空家等を適正に管理しない場合に発生するリスクについて情報提供するなど、適正な管理の必要性に関する啓発を行うこと。また、国に働きかけること。</p>	<p>1 国では、自治体が行う空家等の除却や利活用などの対策である、空き家対策総合支援事業について、事業期間を令和7年度までの5年間延長しました。</p> <p>また、令和3年度は、特定空家等に至る前段階において、将来的に特定空家等になる蓋然性が高い未接道、狭小敷地等の空き家の除却等への支援を拡充・強化しているところです。</p> <p>なお、県では、令和3年度から空き家の利活用による地域振興等様々な施策を推進するため、各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用の一部補助制度を創設したところです。</p> <p>国への働きかけについては、県内自治体における国の支援制度の活用状況を踏まえながら、岩手県空家等対策連絡会議等において、各自治体から具体的に示される制度上の改善点を把握した上で、要望してまいります。(B)</p> <p>2 県では、空き家の適正管理について、これまでセミナーの開催やリーフレットを作成し、啓発活動に努めているところです。</p> <p>また、国では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく基本指針を改正し、空き家となることが見込まれる住宅の所有者等への適切な管理について注意喚起の必要性を明確にし、所有者に対し効果的に注意喚起を図る取組についての事例集を作成公表しているところです。</p> <p>国への働きかけについては、県内市町村の空き家の適正管理に係る取組状況を把握しながら、岩手県空家等対策連絡会議等により、各自治体から具体的に示される制度上の改善点を把握した上で、要望してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>6. 地域公共交通の中核となる路線バスへの支援について</p> <p>東日本大震災以前からの少子高齢化や震災後の人口減少の加速化により、公共交通を必要とする交通弱者の居住地域は点在化し、より少数化してきており、路線バスを維持することが難しくなっております。</p> <p>特に地方においては、交通事業者も少なく、小規模事業者がほとんどであり、採算の取れない路線については路線廃止されるなど、市町村が主体となって地域公共交通を維持せざるを得ず、その財政負担が大きな問題となっております。</p> <p>また、人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中、特に地方部において、公共交通機関の輸送人員の減少に伴う事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されております。</p> <p>こうした中、地域住民の通院・通学・買い物などの日常生活上不可欠な移動を確保するため、これまで民間事業者の事業運営に任せていた従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭に立ち、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築することが喫緊の課題となっております。</p> <p>そのため、本市では、バス事業者の採算が合わずに休廃止している路線を存続し、住民の移動手段を確保するために、本市が委託運営するコミュニティバス等を運行しております。</p> <p>しかし、国の支援の基準を満たさない利用者が少ない非効率路線は拡大傾向にあり、令和2年度をもって被災地特例（特定被災地域公共交通調査事業）が終了となったことから、バス路線の減便・撤退が進み、地域公共交通を維持確保する上での負担が大きくなることが憂慮されております。</p> <p>つきましては、市民生活に欠かすことのできない地域公共交通の維持確保のため、下記の事項について、地域の実情に対応した手厚い支援を要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 仮設住宅が整備された地区を通る路線バス及び本市が委託運行するコミュニティバス等を補助対象にする被災地特例が終了となったことから、新たな支援策として、復興公営住宅が整備された地区を通る路線バス等を補助対象とする恒久的な財政支援を講じるよう、国に働きかけること。</p> <p>2 バス事業者が運行する広域路線バス及び本市が委託運行するコミュニティバス等について、令和3年度以降も1日あたり輸送量等の国庫補助要件を緩和措置するよう、国に働きかけをすること。</p>	<p>1 県では、6月17日に行った令和4年度政府予算提・要望等において、応急仮設住宅から災害公営住宅や高台団地などの恒久住宅への移行に伴い、被災者が新たな生活拠点に定着するまでは、補助路線の輸送量が不安定となり、路線維持が困難となるおそれがあるため、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまで、被災地特例の激変緩和措置の継続等について要望しているところです。（B）</p> <p>2 併せて、バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化として、幹線系統における輸送量要件の緩和や、地域内フィーダー系統において既存路線も対象とする補助要件の緩和等についても国に要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>7. 障害者総合支援法による地域生活支援事業への一層の財政措置の拡充について</p> <p>地域生活支援事業は、特にも移動支援や日常生活用具給付、意思疎通支援、日常生活や社会参加等の必須事業は、障がい者の自立支援に不可欠なサービスであり、本市においても、障がい者の生活の質の向上や社会参加を図るための事業を推進しているところです。</p> <p>同事業に係る費用については、国が50/100以内、県が25/100以内を負担することになっていますが、令和元年度の負担割合を見ると、国の負担は28/100、県の負担は14/100、市の負担が58/100となっており、市に大きな負担がかかり財政を逼迫しているのが現状であります。</p> <p>このままでは、市町村の財政力によって、必須事業の継続も困難になる等、地域間の障がい福祉サービスの不均衡が増大するおそれがあります。</p> <p>地域共生社会を目指すという国の姿勢を具現化する意味においても、また、障がい福祉は基本的人権の尊重という視点からも、国の責任において十分な負担を果たすべきであります。県の障がい福祉サービスの充実を図るため、県下市町村が地域格差のない均衡あるサービスを提供できるように、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域生活支援事業において、各地域で安定的な事業継続と障がい者が平等にサービスを受けられるよう、さらには地方自治体が同事業に積極的に取り組むことができるように、国が十分な負担を果たすことを、県の責務として、国に対しあらゆる機会を捉え要望すること。</p>	<p>県においては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、令和4年度政府予算提言・要望において要望を行ったところであります。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月27日	<p>8. 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援策実施への財政支援等について</p> <p>新型コロナウイルス感染症については未だ収束の見通しが立たず、当市においても、この危機的状況を克服すべく様々な事業者支援策を講じ、全力をあげてその対応に取り組んでまいりました。</p> <p>しかしながら、感染症の影響は長期化しており、幅広い業種において行政支援を必要とする状況が続いております。つきまして、地場企業の事業の継続、地域経済の回復の実現のために下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、県として適切な財政措置を講じるとともに、地方自治体が地域の実情に応じて様々な課題に柔軟に活用できるようにすること。</p> <p>2 地方自治体を実施する事業者支援策に要する経費に対して、地域経済の回復が長期間を要する可能性も踏まえ、継続的、かつ、十分な財政支援を実施すること。</p> <p>3 地域の事業者等が事業を継続し雇用が維持されるよう県としての十分な追加経済対策を実施すること。</p>	<p>1、2</p> <p>本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところです。さらに県が同年6月17日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に事業者支援分として、県内市町村に約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p> <p>3</p> <p>県は、令和2年度2月補正予算で令和2年11月から令和3年3月までの期間の売上減少等に対応する「地域企業経営支援金」を措置するなど、事業者の事業の継続を図るための支援を行ってきたところであり、</p> <p>また、今年度も累次にわたる補正予算により、令和3年度の期間の売上減少等に対応する支援金のほか県民の県内旅行を助成する「いわて旅応援プロジェクト」や、感染症対策に取り組む飲食店を応援する「いわての食応援プロジェクト」などについて措置し、県内の需要喚起にも取り組んでいます。</p> <p>また、国に対しては、全国知事会を通じ、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回給付など事業者支援の拡充・継続、GoToトラベル事業など需要喚起のための支援の継続、雇用調整助成金の特例措置の拡充・延長など雇用維持に対する支援の継続等について機会を捉えて要望してきているほか、令和3年6月及び11月には、県単独でも同趣旨の要望をした、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたところであり、今後も、感染症の状況や県内中小企業者の経営の状況を見極めながら、国や関係団体とも連携し必要な支援をしていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：3

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年8月27日	<p>9. 釜石港の国際貿易拠点強化に向けた着実な整備促進及び機能強化について</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇を続けております。平成29年9月からは、県下初となるガントリークレーンが供用開始され、釜石港の物流機能が飛躍的に向上しているほか、同年11月からは、新たなコンテナ定期航路が開設され、貿易の選択肢が広がったことで、釜石港の利便性は一層向上しております。</p> <p>こうしたハード・ソフトの充実によって、令和元年の釜石港コンテナ取扱量は岩手県過去最多記録を大幅に更新、令和2年においても、コロナ禍にありながら歴代第2位となるコンテナ取扱量となり、利用企業数も増加、拡大傾向にあることから、釜石港が当市のみならず、被災沿岸部、さらには岩手県全体の経済を牽引する重要な物流拠点となっております。</p> <p>加えて、釜石港湾口防波堤による湾内静穏度向上を通じた、港湾荷役作業の安全性確保・効率化、東北横断自動車道釜石秋田線的全線開通及び三陸沿岸道路の整備進捗による釜石港のアクセス性向上、さらには、令和元年8月に県内港湾で唯一となる動物検疫港に指定されるなど、今後、更なる利用拡大を図るための素地が整いつつあります。</p> <p>釜石港の国際貿易拠点化が着実に進展している一方で、公共ふ頭の脆弱性が顕在化しております。釜石港復興のシンボルと位置付けている完成自動車物流再開と、RORO船等の新たな寄港ニーズに対応していくためには、公共ふ頭の用地面積、大型岸壁数の不足が喫緊かつ重要な課題となっております。</p> <p>また、港湾が創出する利便性、経済波及効果は、岩手県全土においてその恩恵が享受される一方で、釜石港を含め、県内港湾の利用促進に向けた取り組みやインセンティブ施策は各港湾所在市において展開してきたところです。今後、更なる港勢発展を標榜すると、持続的なインセンティブ施策の展開が求められるものの、これに呼応する形で財政的負担も大きくなることから、岩手県による施策の展開も必要と考えられます。</p> <p>以上のことから、下記の事項について強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 重要港湾「釜石港」の長期構想検討による港湾計画の改訂、更には、ふ頭用地造成及び岸壁新設を行うこと。</p> <p>2 港湾管理者による、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策を創設すること。</p>	<p>1 港湾施設の新設や拡張に当たっては、長期構想を策定したうえで、港湾計画を見直し、必要となる港湾施設を計画に位置付ける必要があります。</p> <p>釜石港においては、道路ネットワークの進展や定期コンテナ航路の開設に伴い、コロナ禍にあってもコンテナ貨物の取扱いが堅調に推移していますが、完成自動車の取扱再開や新たな航路開設は不透明な状況です。</p> <p>このことから、釜石港の長期開発構想の策定等については、引き続き、貴市と意見交換や「釜石港利活用検討会議」の場を活用しながら、必要な検討を行っていきます。(B)</p> <p>また、県では、現在の施設の利用促進や、コンテナ貨物取扱量の更なる増加を図るため、これまで、釜石港のコンテナターミナルにおけるリーファーコンテナの電源増設や照明塔の整備を進めてきたところです。</p> <p>ふ頭用地造成及び岸壁新設については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期開発構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。(C)</p> <p>2 県では、インセンティブ施策の展開について、港湾施設使用料の減免措置を状況に応じて実施しているところです。</p> <p>県によるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる内容とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：2 C：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>10. 地籍整備関係予算の確保について 土地の所有者、境界、面積などを正確に記録した地籍調査の成果は、土地に関わる多くの行政活動や経済活動の基礎資料として、多方面に活用されております。</p> <p>特にも東日本大震災からの復旧・復興にあたって、地籍調査の成果は大きな効果を発揮したことから、地籍整備の必要性が再認識されたところであります。</p> <p>併せて、当市では復興後のまちづくりを推進するべく、令和3年度を初年度とする「第六次釜石市総合計画」において、「地域特性を踏まえた計画的な土地利用の促進」を掲げ、土地の明確化や財産・権利の保全を図るため、地籍調査を推進することとしております。</p> <p>近年、多発する大雨・台風等による土砂災害への迅速な対応、近い将来発生が懸念されている「日本海溝・千島海溝地震津波」への防災対策として、地籍調査事業を早急に完了させておくことが喫緊の課題の一つと考えているところです。</p> <p>こうした状況の中、当市におきましては、令和2年度からは、「第七次釜石市国土調査事業十箇年計画」を策定し、国土調査法等に基づき、地籍の明確化を図ることなどを目的に取り組みを進めているところでありますが、当市の計画面積55.53㎢に対し、計画を大幅に下回る予算状況となっております。</p> <p>つきましては、効率的な土地利用を図るため下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 効果的かつ効率的な地籍調査事業を行うために、復興期間と同等規模の予算を確保すること。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があるが、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなどの重要性が改めて認識されており、「日本海溝・千島海溝地震津波」への防災対策としても、早期整備が必要と考えています。</p> <p>このような中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を進めることとしています。</p> <p>県は、県計画を確実に推進するため、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和3年6月に県から国に対し要望を行っております。</p> <p>今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関・団体とも連携しながら、国に対して、補正も含めた必要な予算を確保するよう要望してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>11. 地域を支える社会資本の整備推進について</p> <p>当市は、安全で安心なまちづくりの推進に向けて、道路・橋梁等をはじめとした社会資本の整備に取り組んでまいりました。</p> <p>道路は市民生活や社会・経済活動を支える最も身近な社会資本であり、交通の円滑化による地域間の交流・連携の活発化、緊急輸送、救急医療、渋滞の緩和などの面においても道路整備を引き続き、計画的かつ着実に進めることが望まれております。</p> <p>つきましては、市民生活のさらなる利便性向上のために下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主要地方道及び県道の改良整備を促進すること。</p> <p>2 国道283号（釜石駅前～五の橋間）整備事業を促進すること。</p> <p>3 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備を促進すること。</p>	<p>1 主要地方道及び県道の改良整備については、主要地方道釜石遠野線において橋野鉄鉱山の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、令和2年度、中村～青ノ木工区の改良整備に着手したところです。</p> <p>令和3年度は用地補償等を実施してきたところであり、このうち青ノ木地区については本工事に着手したところです。今後も整備推進に努めていきます。</p> <p>また、笛吹峠付近の抜本的な改良については、早期の整備は難しいものの、まずは、安全に通行できるよう、大型車や乗用車同士のすれ違いが困難な状況を緩和するため、平成29年度から局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業を進めているところであり、釜石側については令和2年度に工事が完成し、遠野側については令和3年度も引続き、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置工事を実施しており、今後も整備推進に努めていきます。（B）</p> <p>2 一般国道283号の釜石駅前から五の橋間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p> <p>3 県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークのあり方を総合的に判断しながら検討していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：1 C：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>12. 釜石鶴住居復興スタジアムの利活用の推進について 東日本大震災を乗り越えて釜石鶴住居復興スタジアムで開催したラグビーワールドカップ2019において、ラグビーの社会的価値を高めた旨の評価を得て、大会主催者：ワールドラグビーから当市は開催都市で唯一キャラクター賞を受賞しました。また、大会後はイギリスのラグビー専門紙において、世界最高のスタジアムトップ20に、当スタジアムが日本で唯一選出されております。</p> <p>当施設の世界での認知度や価値の高まりを踏み台に、「ラグビーのまち釜石」の象徴として、ラグビーを軸とするスポーツや文化等多面的な利活用を図ると共に、震災の記憶と防災の知恵を伝え、市民・県民に夢、感動を与えられる施設を目指しております。</p> <p>本年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、当施設では岩手県との連携による「いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント」の他、「ワールドマスターズラグビー大会」を人数制限等感染防止対策に努めながら開催しましたが、予定されていたイベント、大会等の多くは中止となっております。</p> <p>人口減少、財政負担を考慮し、市民・県民に愛される公共性の保持と収益性に資する利用促進、効率的な管理運営の確立が喫緊の課題となっております。</p> <p>これらを踏まえ、ラグビーワールドカップ2019釜石開催のレガシーの活用と継承によるスポーツツーリズム推進と交流人口の増大、スポーツに触れ、楽しむ機会の創出に向けて、また、岩手県民計画の推進・実現にも資することから、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 釜石鶴住居復興スタジアムを活用した県主催または全県的なスポーツの大会やイベントを積極的に開催すること。 また、これらの全国規模の興行を誘致すること。</p>	<p>県では、これまで県ラグビー協会や釜石シーウェイブスRFC、県障がい者スポーツ協会等と連携し、釜石鶴住居復興スタジアムにおいて、トップリーグチームと釜石シーウェイブスとの交流試合や子どもたちを対象としたラグビー教室のほか、障がい者を対象としたグランドゴルフ交流会など様々な催しを実施してきたところです。</p> <p>今後更に、高規格な施設の活用を図るため、ラグビーはもとより、多くの種目において、県民体育大会や年代別の大会、障がい者のスポーツ交流会など、様々な大会やイベントが実施できるよう、貴市とともに取り組んでいきます。</p> <p>全国規模の興行については、引き続き、貴市とともにラグビーワールドカップのメモリアルイベントの開催について検討していくとともに、日本ラグビー協会、県ラグビー協会とも連携しながら「ラグビー県いわて」、「ラグビーのまち釜石」の定着に向け、令和4年から新しく始まる「ジャパンラグビーリーグワン」をはじめとした、大会やイベントの開催実現に向け、継続して取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>13. 釜石市内の高校ラグビー部強化に向けた取組について</p> <p>第六次釜石市総合計画（計画期間：令和3～12年度）において、新たな「ラグビーのまち釜石」の推進を重点施策に掲げ、ラグビーのまちの歴史、文化、及び、ラグビーワールドカップ開催のレガシーを活用、継承したまちづくり・ひとづくりに取り組むこととしております。その象徴となり、市民の夢・希望・誇りとなるラグビー人材の育成・強化を官民一体で進めていくこととしております。</p> <p>当市も開催都市となったラグビーワールドカップ2019日本大会の盛り上がりとラグビー人気の高まりにより、少子化の進展が著しい中であって、市内のラグビースクール児童数は大幅に増えています（現在約70人・2015年の3倍）。また、釜石シーウェイブスにおいては、中学生世代のラグビー競技者育成、活動の場となる「中学生アカデミー」の令和3年4月設立が計画されております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、多様な主体が連携したプロジェクトとして、小～中～高世代間におけるラグビー人材育成・強化一貫体制の確立を目指しております。</p> <p>現況、少子化に加え、市内中学校で日常的にラグビーをする活動の場（常設の部）がないことから、他の競技に流れてしまい、市内高校ラグビー部の入部者が激減しているほか、ラグビーを志す生徒の地域外高校進学が生じております。</p> <p>これまで、全国高校ラグビーフットボール大会（“花園”）に当市内高校が出場した実績はなく、本年度においては、部員数の不足により同大会県予選に市内2校合同チームでの出場となる等、高校ラグビー部の育成・強化、ラグビーの魅力を感じられる環境になっていないことが課題となっております。</p> <p>つきまして、ラグビー人材が育ち、活躍できる環境を整えるべく、全国高校ラグビーフットボール大会出場実現を目標とする市内高校ラグビー部強化のために、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 釜石市内の高校へラグビー競技有能指導教員を継続して配置すること。</p> <p>2 釜石市内の高校をラグビー強化指定校とすること。</p>	<p>1 高等学校の教職員の配置については、各学校の教育課程、部活動の実状等に配慮した配置に取り組んでおります。全県的に配置を検討する中で、釜石市内の高等学校については、ラグビー部の顧問経験者を継続的に配置してきているところです。今後も、学校の特徴、現状並びに地域の要望等を勘案して教職員の配置を検討していきます。（A）</p> <p>2 県では、公立高等学校を対象に「岩手県特別強化指定校」（以下、「特別強化指定校」という。）を指定するとともに、優秀指導者（以下、「指導者」という。）を認定の上、特別強化指定校へ長期的に配置しております。特別強化指定校の指定については、全国大会での実績など選定基準に基づき、毎年指定することとしております。</p> <p>今後も、各種全国大会の実績を基に適正に判断のうえ、強化指定校を指定し、本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図っていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1 B：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>14. 広域避難環境等の整備について</p> <p>当市では、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表に加え、昨年9月には日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定が公表されたことから、市民に対して避難行動の重要性を改めて訴えながら、不安の解消に努めております。</p> <p>特にも、最大クラスの津波による浸水想定では、東日本大震災と比較して浸水区域が拡大している地域もあるなど、避難を軸とした防災体制をこれまで以上に強化していく必要があります。</p> <p>また、市内3河川の洪水浸水想定では、流域居住地のほぼ全てが浸水想定区域や氾濫流・河岸浸食の区域となっており、地域内での指定緊急避難場所や指定避難所の確保が難しい状況にあります。</p> <p>現在、国では、全国的な台風被害などを踏まえ「災害が発生するおそれ」がある段階での広域避難や財政支援の制度化が進められておりますが、全国的に高まる局地的な大雨や切迫する津波などに対して、広域避難や避難場所・避難所の見直し、新たな避難施設整備など避難体制の確立が急務となっております。</p> <p>つきまして、広域避難環境等の整備について下記のとおり要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 広域避難の実施にあたっては、財政的支援はもちろんのこと、市町村同士の調整には限界があることから、物品の備蓄から避難所の開設・運営までの一貫した財政的支援と積極的な調整関与をすること。</p>	<p>1 広域避難に関する財政的支援等については、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、交付税の拡充等の地方財政措置等を国に対し要望しているほか、県では、市町村の備蓄を補完することを目的に、避難所運営において必要となる物資について一定量の備蓄を進めているところです。</p> <p>また、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、災害が発生するおそれがある段階での広域避難について規定されたところですが、広域避難に関する県の役割は、これまでの広域一時滞在の場合と同様、他都道府県内の市町村への避難に関する協議の窓口を担うこととなります。</p> <p>具体的には、同法第61条の5第1項により、市町村長が県外市町村への避難が必要と認める際には、知事に対し、他の都道府県知事と要避難者の受入れについて協議するよう求めることができ、知事は、同条第2項により、他の都道府県知事と要避難者の受入れについて協議する必要があります。</p> <p>加えて、同法第61条の8に基づき、知事が「緊急の必要があると認めるとき」には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができます。県では、今回の法改正を反映し、令和3年5月に修正された国の防災基本計画等を踏まえ、県地域防災計画の修正や広域避難に関するマニュアルの整備を進めていきます。(B)</p> <p>2 財政支援の充実・強化については、全国知事会及び都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、南海トラフ地震等の特別措置法と同等の法整備を行うよう国に対し要望しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月27日	<p>15. 児童・生徒への心のケア対策について</p> <p>当市においては、東日本大震災による子どもたちやその保護者のストレス障害などを早期に把握し、教育現場におけるきめ細やかなケアに対応できるよう、継続的、長期的な心のケア対策を充実させるため、国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいております。</p> <p>東日本大震災から10年が経過したところでありますが、釜石市内の児童・生徒は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き、専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要があります。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いております。</p> <p>つきましては、児童・生徒の心のケアのため、下記について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 各学校への臨床心理士の派遣等引き続き児童・生徒への心のケアを行うこと。</p> <p>2 よりきめ細やかな対応ができるよう臨床心理士の派遣体制の強化を図ること。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置を継続して要望していくとともに、スクールカウンセラー等と連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、スクールカウンセラーの適正な配置に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1